

質問(本澤節子議員) 妊娠までの行政支援について伺います。

答弁(市長) 栃木県では、国における保険適用外の不妊治療を対象とする特定不妊治療助成事業実施要綱に沿って、栃木県特定不妊治療費助成事業実施要綱を策定し、不妊治療を受けている夫婦への助成を行っており、所得制限については七百三十万円とし、専業主婦家庭だけでなく、所得水準が比較的高い共働き家庭も対象

となるよう、昨年度から引き上げられております。ただし、体外受精と顕微受精以外の方法では、妊娠の見込みがないか、あるいは極めて難しい場合とする医師の診断書が必要であります。本市におきまして、平成十七年度から大田原市不妊治療費補助金交付要綱を制定し、栃木県特定不妊治療費助成事業実施要綱に規定する特定不妊治療費助成金の交付決定を受けた者で、本市に居住し、

申請の一年前から引き続き住民基本台帳及び外国人登録票に登録されている者で、市税等を滞納していない者に対し助成をしております。補助金の額は、県補助金の対象となった不妊治療費から県助成金を控除した額とし、補助金の上限は一回の治療につき十万円、一年に二回までとし、通算で五年間適用を受けることができるため、最大で百万円の負担軽減となります。事業開始から現在までに二十二組の夫婦に延べ三十回の助成を行っており、うち十組にめでたくお子さんが誕生したところであります。

不妊治療費補助について



放課後子供たちの保育を行う学童保育館

学童保育について

質問(井上雅敏議員) 学童保育について、利用者や利用希望者の声をどのように把握しているのか、またその対応について伺います。

答弁(市長) 学童保育館の利用者あるいは利用希望者の声につきましては、それぞれの学童保育館の指導員や運営委員会の会長さん等から随時聞いておりますし、年に一度学童保育館保護者会長と子ども課との懇談会を開催し、要望等をお聞きしております。

その懇談会の中で保護者からは、公設と民設の違いについて、学童保育館の児童の対象年齢の引き上げ、子ども課での現地視察、保育時間の延長について、すべての小学校区への学童保育館の設置、建物の補修等の要望が出ております。これらの要望等につきましては、可能なものは随時実施いたしますが、予算が伴うものにつきましても対応は、それぞれの学童保育館の予算の範囲でお願いを

しております。ただ、それぞれの学童保育館の修繕費の予算は十万円程度でありますことから、金額の張る修繕等につきましては、市子ども課の予算で年次計画を立て対応しております。

延長保育についての要望もお聞きしておりますので、昨年度各学童保育館に延長保育の是非についてアンケートをお願いしたところではありますが、公設民営の学童保育館で延長保育ができてとの答えがあったのは一館のみでありましたことから、現在のところ、その一館には延長保育をお願いしております。



少子化対策の推進が図られている
(大田原赤十字病院産婦人科)